

第四十八回国会 内閣 委員 會議 録 第三号

昭和四十年二月九日(火曜日) 午前十時三十九分開議

出席委員

- 委員長 河本 敏夫君
理事 伊能繁次郎君
理事 永山 忠則君
理事 田口 誠治君
理事 山内 広君
理事 岩動 道行君
理事 高瀬 傳君
理事 藤尾 正行君
理事 稻村 隆一君
理事 伊藤卯四郎君

出席國務大臣

- 自治 大臣 吉武 忠市君
國務 大臣 増原 恵吉君

出席政府委員

- 内閣官房副長官 竹下 登君
總理府事務官 井原 敏之君
(行政管理局長) 政管理局長

委員外の出席者

- 専門員 加藤 重喜君

二月八日

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

同月五日

- 農林省蚕糸局の機構縮小反対に関する請願(田中伊三次君紹介)(第三六〇号)
同外七件 小川平二君紹介(第三六九号)
同外一件 吉川久衛君紹介(第三七〇号)
同(田中彰治君紹介)(第三七一七号)
同(中垣國男君紹介)(第三七二二号)
同(坊秀男君紹介)(第三七三三号)
同(森田重次郎君紹介)(第三七四四号)

同(吉村吉雄君紹介)(第三七五号)

- 同外四件(井出一太郎君紹介)(第五二四号)
同(坪川信三君紹介)(第五二五号)
同外十三件(藤井勝志君紹介)(第五二六号)
同(浦野幸男君紹介)(第五四七号)
同(唐澤俊樹君紹介)(第五四八号)
同(吉川久衛君紹介)(第五四九号)
同(小山谷二君紹介)(第五五〇号)
同(田中彰治君紹介)(第五五一号)
同(角屋堅次郎君紹介)(第五七八号)
同(小淵恵三君紹介)(第五七九号)
同(小坂善太郎君紹介)(第五八〇号)
同(中澤茂一君紹介)(第五八一号)
同(栗原俊夫君紹介)(第五八七号)
同(田邊國男君紹介)(第五八八号)
同(高田富之君紹介)(第五八九号)
同(藤枝泉介君紹介)(第六四〇号)
同外一件(伊能繁次郎君紹介)(第六四一号)
同外二件(吉川久衛君紹介)(第六六一号)
同(笹山茂太郎君紹介)(第六六二号)
同(中澤茂一君紹介)(第六六三号)
同(森下元晴君紹介)(第六四八号)
同(軍人等の恩給に関する請願(池田清志君紹介)(第四二二号)
同外八件(辻寛一君紹介)(第五三二号)
同(池田清志君紹介)(第五五二号)
同(田中榮一君紹介)(第五五三三号)
同外四件(伊能繁次郎君紹介)(第六四二二号)
同(鈴木善幸君紹介)(第六六四号)
同(池田清志君紹介)(第六六五号)
元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願外四件(塚田徹君紹介)(第四二二二号)

同(井手以誠君紹介)(第五二七号)

- 同(高橋順一君紹介)(第五二八号)
同(坪川信三君紹介)(第五二九号)
同(内藤隆君紹介)(第五三〇号)
同外一件(加藤精三君紹介)(第五五四号)
同外七件(川野芳滿君紹介)(第五五五号)
同(福田一君紹介)(第六三六号)
同(村山喜一君紹介)(第六七二二号)
公務員の賃金一律七千四百引き上げ等に関する請願(堀昌雄君紹介)(第五一四号)
同(岡本隆一君紹介)(第五一五号)
同(島上善五郎君紹介)(第五一六号)
同(野原覺君紹介)(第五一七号)
金鶏勲章受章者の処遇に関する請願(池田清志君紹介)(第六六六号)
同(白濱仁吉君紹介)(第六六七号)
同外一件(竹下登君紹介)(第六六八号)
同(中馬辰猪君紹介)(第六六九号)
靖国神社の国家護持等に関する請願(始関伊平君紹介)(第六七〇号)
公務員の賃金引き上げ等に関する請願外二件(長谷川保君紹介)(第六七一七号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一号)

行政機構並びにその運営に関する件

河本委員長 これより會議を開きます。行政機構並びにその運営に関する件について調査を進めます。

本件に關し、その基本方針について行政管理庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。増原行政管理庁長官。
○増原國務大臣 委員会の御審査にあたりまして、行政機構改革の問題等につきまして若干申し上げたいと存じます。
行政機構の改革につきましては、臨時行政調査会からの勧告の趣旨を尊重することが政府のたまえでございます。ただいま行政改革本部を設けまして、この行政改革本部を中心に鋭意検討をいたしておるところでございます。結論を得たものから実現を急いでまいり。特に緊急を要すると認められるものにつきましては、今国会に法案を提出するように準備をいたしておるわけでござい

ます。全面的な機構改革につきましては、ことしの夏八月三十一日を一応の目途といたしまして、作業を現在進めておるのでございます。そうして政府としては、次の通常国会に一括提案をいたしたいと考えておるところでございます。
次に、昭和四十年年度要求の各省庁の機構、特殊法人及び定員の審査につきまして、その概要を御説明を申し上げたいと思ひます。
機構につきましては、その設置が真にやむを得ないものにつきましては、既存機構の再編成などによることにとつとめ、極力拡大を抑制する方針のもとに審査を行なひまして、外局一の要求に対しましてはこれを見合わせることにいたし、局の新設四、部からの昇格二及び変更一の要求に対しまして、新設二、すなわち總理府の人事局及び経済企画庁の国民生活局を認めることとし、昇格は二、すなわち外務省の中近東アフリカ局及び通産省の貿易振興局を認めることとし、変更一、すなわち外務省の中南米・移住局を認め、部の要求十八に対しまして三、すなわち大蔵省の保険部と労働省の労働災害対策部及び建設省の宅地部を認め

ることとし、大蔵省の臨時貴金屬処理部を廃止することとしたのでございます。

審議会につきましては、十六要求があったのでございませうが、そのうち必要なものを八を認め、任務を終了したものを四を廃止することとしたしております。これらの詳細につきましては、資料を配付いたしたいと存じます。

特殊法人につきましては、これらの業務を合理的かつ能率的に遂行するためには、行政機関をして行なわせるべきか、あるいは公団、事業団等の特殊法人をして行なわせるべきか、またこのように特殊法人を設立することが組織管理全般の見地から適当であるかどうか、検討を十分にいたしまして、要求十六に対しまして、二日に配付いたしました資料にございませうように、七を認めることにいたしましたのでございませう。

次に、定員の関係について申し上げますと、定員につきましては、行政の簡素、合理化を進める見地から、かねてより増加は厳に抑制することとしてお申すまでもないところでございまして、昭和四十年年度の審査にあたりまして、厳格に臨んだつもりでございます。

その結果、今国会におきまして各省庁の設置法改正に繰り込んで増員をお願いいたしましたのは六千七百四十五名と相なつたわけでありませうが、このほか五現業等政令によって措置をいたすこととなっております。行政機関といたしましては一万三千八百七十八名の増でございまして、三十九年度の増員に比較いたしますと、法律定員の増におきまして三百四十八名少なく、政令定員を含めた総数の増加では、二百九十八名少なくなつておるわけでございます。この一万三千八百七十八名の増の内訳につきましては、別途お手元に資料を配付いたしておりますが、ここ数年と同様に、郵政事業その他五現業関係、国立学校の関係並びに防衛庁関係の増員で一万二千百名、すなわち全体の九割弱に達しております。残りの千七百名余りの者もおおむね試験研究機関その他の現場的な分野における真にや

むを得ないものの増に限つたのでございませう。なお、この機会に御説明申し上げておきたいと思ひますが、御承知のように、政府におきましては昨年九月四日に閣議決定をいたしまして、政府職員欠員の補充を規制することを実施をいたしておるわけでございます。四十年年度の定員査定にあたりまして、この措置により補充を認めないこととしたいたしました欠員の一部を増員に振りかえるという措置をとりました。政府職員全体としての増員は、極力抑制をいたすこととしたのでございませう。

以上、簡単にございませうが、機構、定員等について御説明を申し上げる次第でございませう。

○河本委員長 自治省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。吉武自治大臣。

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の表中「三七四人」を「三七三人」に、「五一一人」を「五一〇人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。

理由

自治省の職員定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○古武國務大臣 ただいま議題となりました自治省設置法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

近年、わが国の地方行政については、租税条約の締結等緊密な国際的連携を必要とする問題が増加してまいりましたので、地方行政に経験の

深い者を海外に常駐させる必要があると考へ、自治省の定員一名を、在外公館の要員として、外務省に移しかえることとしたのであります。

この結果、自治省の定員は現在五百十一人でありませうが、五百十人となります。以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○河本委員長 憲法調査法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題といたします。

憲法調査法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案

憲法調査法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律

(憲法調査法の廃止)

第一条 憲法調査会法(昭和三十一年法律第四百十号)は、廃止する。

第二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中臨時行政調査会の項を削る。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とする。

(行政管理局設置法の一部改正)

第三条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

(法務省設置法の一部改正)

第四条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第十一号の二及び第十一号の三を削り、第十一号の四を第十一号の二とする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十七号の二、第十七号の三及び第十九号の五を削る。

第九条(見出しを含む)中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改め、同条中「第十七号の二」を「第十八号」に改める。

第十四条第一項第二号中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改める。

(恩給法の一部改正)

第七条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中、「憲法調査会事務局局長」を削り、同項第三号中、「憲法調査会事務局事務官」を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 従前の規定による憲法調査会事務局局長及び憲法調査会事務局事務官については、第七条の規定による改正後の恩給法第二十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

憲法調査会法を廃止するとともに、同法の廃止並びに臨時司法制度調査会設置法及び臨時行政調査会設置法の失効に伴い関係法律の規定を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○河本委員長 趣旨の説明を聴取いたします。竹下内閣官房副長官。

○竹下(登)政府委員 ただいま議題となりました憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

憲法調査会は、憲法調査会法によって設置され、同法第二条の規定によりまして、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告することを、その任務とされたのでありますが、翌三十二年発足以来、七カ年にわたって調査審議を行ないまして、昨年七月三日、その結果をとりまとめました憲法調査会報告書を確定いたしました。これを内閣及び内閣を通じて国会に提出いたしました。

これによりまして、同調査会の任務は終了いたしましたし、このほど事務局における残務の処理も完了いたしましたので、調査会の設置を定めております憲法調査会法を廃止するとともに、同法並びに昭和三十九年八月三十一日限り失効した臨時司法制度調査会設置法及び同年九月三十日限り失効した臨時行政調査会設置法の関係法律を整理するため、これらの関係法律に所要の改正を加えようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○河本委員長 次会は、来たる十一日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十九分散会

昭和四十年二月十二日印刷

昭和四十年二月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局